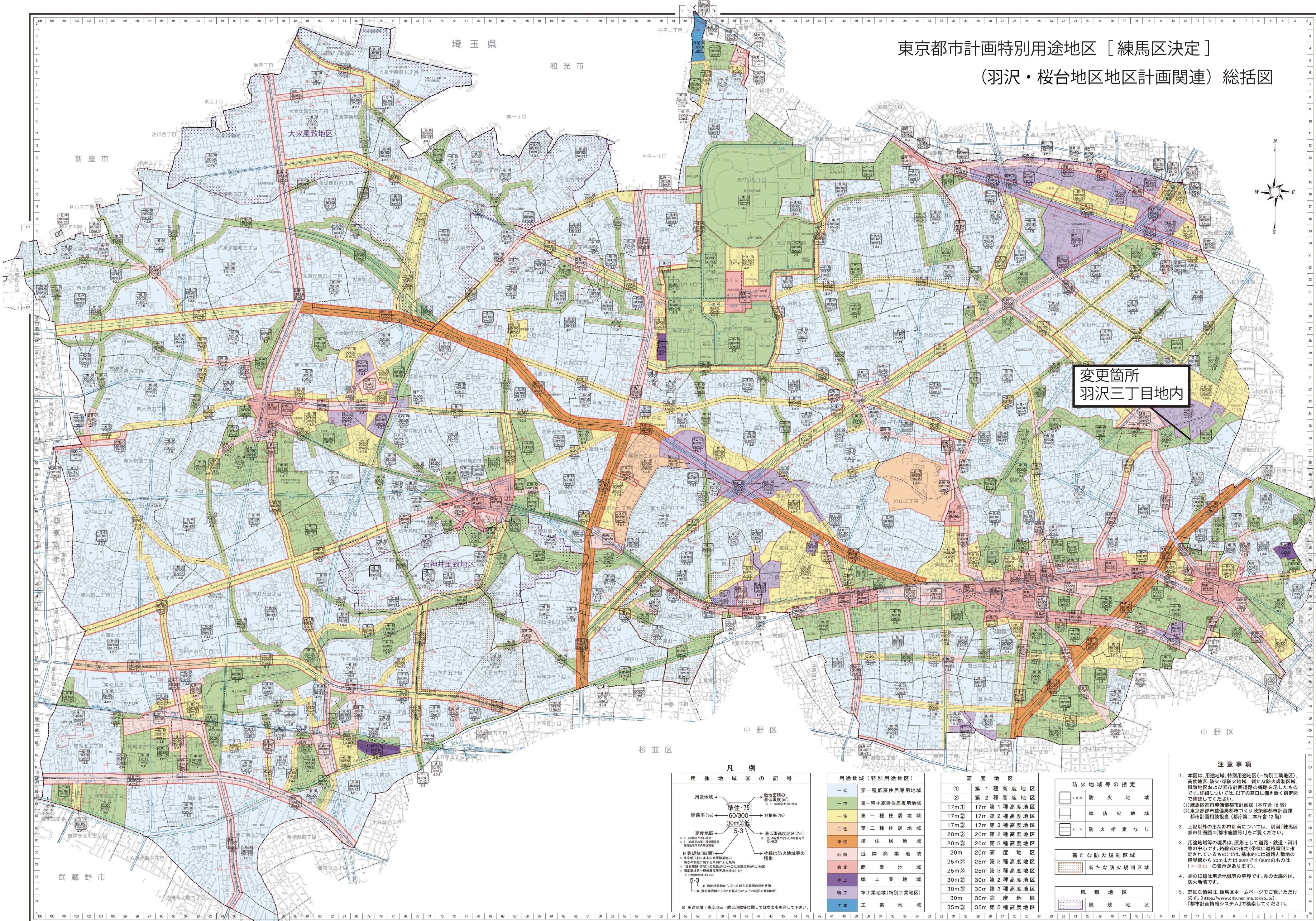
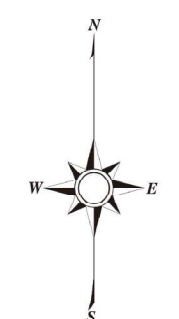


# 東京都市計画特別用途地区〔練馬区決定〕 (羽沢・桜台地区地区計画関連) 総括図



変更箇所  
羽沢三丁目地内



### 凡例

用途地域図の記号

用途地域	→	数値の最低限度 (m)	→	容積率 (%)
建蔽率 (%)	→	準住・75 60/300 30m3低	→	容積率 (%)
高度地区	→	5-3	→	最低限高度地区 (7m)

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

### 用途地域 (特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

### 高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

### 防火地域等の指定

***	防火地域
□	準防火地域
*	防火指定なし
■	新たな防火規制区域
■	新たな防火規制区域
■	風致地区
■	風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(一特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にお答えください。  
(1) 練馬区都市計画課都市計画課 (本庁舎 10階)  
(2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 都市計画担当 (都庁第二本庁舎 12階)
  - 上記以外の各都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30mです(30mのものは「-30m」の表示があります)。
  - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
  - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。 (https://www.city.maeyama.tokyo.jp/) 「都市計画情報システム」で検索してください。